

入院時食事療養費に関する事項

- (1) 当院に入院し食事の提供を受けた時は「入院中の食事に係る負担」として1食につき510円をお支払いいただきます。
- (2) 入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
- (3) 一般常食に限り、予め定められた日に患者さんに対して提示する複数のメニューからお好みの食事を選択することができます。